

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月6日

小郡市長 平安 正知

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- (1) 三国校区
- (2) 立石校区
- (3) 小郡校区
- (4) 御原校区
- (5) 味坂校区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年12月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

(単位：経営体)

区域（地区名）	法人	個人	集落営農（任意組織）
(1) 三国校区	3	7	3
(2) 立石校区	7	44	7
(3) 小郡校区	0	16	4
(4) 御原校区	1	20	4
(5) 味坂校区	2	37	6

4. 3. の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない（(1)～(5)の各校区共通）

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける（(1)～(5)の各校区共通）

6. 地域農業の将来のあり方

- ・土地利用型農業については、集落営農組織等を中心に水稻、大豆及び麦の二毛作を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けて規模拡大し、生産性の向上を図る。
- ・認定農業者は、規模拡大等により収益の増加を図る。
- ・新規就農者は、生産技術や生活支援等の面で、地域で支援を行い、将来的には地域の後継者として育成を図る。
- ・その他の農業者へは、中心となる経営体が働きかけを行い、連携する者として、将来的には農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を活かした技術的指導や助言を行うよう誘導する。

((1)～(5)の各校区共通)